

証券コード：7434

2019年8月9日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅三丁目9番11号

株式会社 **オータケ**

代表取締役社長 村 井 善 幸

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年8月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年8月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中村区名駅三丁目15番9号
安部ホール 301号室（安部ビルディング3階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第67期（2018年6月1日から2019年5月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kk-otake.co.jp>）に掲載させていただきます。

本総会は節電のため冷房を抑えて開催する予定です。当日は「クールビズ」にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2018年6月1日から
2019年5月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、消費税上げや少子高齢化による労働力の低下など先行きが不透明な面もありながらも東京五輪関連などの公的需要に支えられ引き続き緩やかな回復基調で推移しました。

米国と中国によるグローバル規模での貿易摩擦の長期化の影響を受けながらも輸出部門はおおむね横ばいで推移、自動車産業を中心に企業収益は過去最高を記録し研究開発・AI関連の設備投資等の増加も期待されます。

当管材業界におきましても、製造業等による設備投資が堅調に推移し、かつ、東京五輪関連需要も旺盛だったことから販売活動としては比較的順調に推移しました。一方で、慢性的な労働力不足による人件費や物流費などのコスト上昇圧力が依然として強いことから、引き続き、収益環境については厳しい状況で推移しました。

このような状況のもとで、当社は新規得意先の開拓、他社競合得意先での売上シェア獲得、商品在庫アイテムの充実・拡大により営業基盤の強化を進めてまいりました。また、物流・ECでは合理化・省力化につながるシステム、インフラの整備にも積極的に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度における売上高は264億59百万円（前期比3.7%増）となり、利益面につきましては、営業利益は4億81百万円（前期比15.7%増）、経常利益は6億10百万円（前期比13.5%増）、当期純利益は4億20百万円（前期比16.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第64期 (2016年5月期)	第65期 (2017年5月期)	第66期 (2018年5月期)	第67期 (当事業年度) (2019年5月期)
売 上 高	24,903	24,054	25,506	26,459
経 常 利 益	590	502	538	610
当 期 純 利 益	374	314	361	420
1株当たり当期純利益	92.94円	78.18円	89.83円	104.44円
総 資 産	16,379	17,049	17,802	18,635
純 資 産	10,555	11,182	11,661	11,639
1株当たり純資産額	2,620.68円	2,776.25円	2,895.24円	2,889.58円

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数により、また、「1株当たり純資産額」は、期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末現在の発行済株式総数につきましては、自己株式を控除しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第67期(2019年5月期)の期首から適用しており、第66期(2018年5月期)の総資産の金額については当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は、親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

当社の子会社として中国器材株式会社がありますが、子会社の資産、売上高、当期純利益、利益剰余金等からみて重要な子会社には該当いたしません。

(6) 対処すべき課題

今後の景気動向につきましては、国内・海外ともに地政学リスクなどによる不確実性が高まっており、企業収益については楽観視できない状況が続くものと思われまます。

当管材業界におきましては、景気の先行き不透明感による製造業等の設備投資減速や東京五輪関連需要のピークアウトなども予想されることから、市場規模の伸び悩みによる一層の競争激化と、人手不足や物流事情などのコスト増大なども加わり、従来以上に経営環境は厳しい状況となります。

このような環境下において当社は以下の課題に取り組んでまいります。

①地域戦略

地域の特色・市場動向性を踏まえたきめ細やかな営業を展開します。

②商品構成の変革

市場ニーズ、地域の特徴に対応した商材の品揃え・販売強化を展開します。

③人材育成

社員のレベルアップをより一層高めるため、OJT・OFF-JTを活用した取り組みを積極的に行います。

以上、今後の外部環境の変化に柔軟に対応しつつ、課題克服に全力を傾注してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き相変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2019年5月31日現在)

配管資材の販売

(8) 主要な事業所 (2019年5月31日現在)

本 社 名古屋市中村区

支 店 札幌 (札幌市東区) 新潟 (新潟市東区)
東京 (東京都江東区) 静岡 (静岡県富士市)
北 陸 (富山県射水市) 名古屋 (名古屋市中村区)
関 西 (堺市美原区) 九州 (福岡市博多区)
営 業 所 北関東 (さいたま市見沼区) 神奈川 (神奈川県平塚市)
物流拠点 名古屋物流センター (名古屋市中川区)
浦安物流センター (千葉県浦安市)

(9) 従業員の状況 (2019年5月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
242名	+12名	38.8歳	13.6年

(注) 上記従業員数には嘱託社員及びパートタイマーは含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2019年5月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2019年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 13,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 4,284,500株 (自己株式256,558株を含む)
 (3) 株主数 347名
 (4) 上位10名の大株主

株主名	株式数 (千株)	持株比率 (%)
オ ー タ ケ 持 株 会	477	11.84
西 尾 市	363	9.01
株 式 会 社 キ ッ ツ	338	8.39
オ ー タ ケ 従 業 員 持 株 会	307	7.64
鈴 木 照	182	4.51
岡 谷 鋼 機 株 式 会 社	142	3.53
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	140	3.47
尾 崎 美 津 子	113	2.81
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	107	2.67
株 式 会 社 ベ ン	107	2.65

- (注) 1. 当社は自己株式256,558株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除した数に基づき算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2019年5月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
村井 善幸	代表取締役社長	
服部 透	取締役 営業本部長兼 中部エリア統括部長	
加藤 邦彦	取締役 総務部長兼システム室担当	
今崎 清明	取締役 西日本エリア統括部長兼 設備・直需統括部長	中国器材(株) 代表取締役社長
金戸 俊哉	取締役 経理部長	
三浦 博隆	取締役 監査等委員・常勤	
石原 真二	取締役 監査等委員	石原総合法律事務所 所長 矢作建設工業株式会社 社外取締役 株式会社十六銀行 社外監査役 豊島株式会社 社外監査役
赤星 知明	取締役 監査等委員	公認会計士 名古屋木材株式会社 社外監査役 パブリック株式会社 社外監査役 シンコール本部株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役監査等委員石原真二氏及び赤星知明氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役監査等委員石原真二氏及び赤星知明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 取締役監査等委員石原真二氏は、弁護士として企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役監査等委員赤星知明氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役監査等委員三浦博隆氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由につきましては、社内の事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議に出席をし、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情

報をもとに監査・監督を行うことで、監査等委員会における監査・監督の実効性を高めるためであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	6名	62百万円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	15百万円 (4百万円)
合計 (うち社外役員)	9名 (2名)	77百万円 (4百万円)

- (注) 1. 上記には、2018年6月6日逝去により退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名を含んでおります。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬等の額は、2015年8月27日開催の第63期定時株主総会決議において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)について年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、監査等委員である取締役について年額30百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況

取締役監査等委員石原真二氏は、石原総合法律事務所所長であります。当社は同事務所と法律顧問契約を締結しております。

② 他の法人等の社外役員等の重要な兼職状況

取締役監査等委員石原真二氏は、矢作建設工業(株)の社外取締役、(株)十六銀行の社外監査役及び豊島(株)の社外監査役であります。

なお、当社と矢作建設工業(株)、(株)十六銀行及び豊島(株)とは特別の関係はありません。

取締役監査等委員赤星知明氏は、名古屋木材(株)の社外監査役、パブリック(株)の社外監査役及びシンコール本部(株)の社外監査役であります。

なお、当社と名古屋木材(株)、パブリック(株)及びシンコール本部(株)とは特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	石原 真二	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに、監査等委員会4回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また監査等委員会においても適切な意見・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	赤星 知明	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに、監査等委員会4回すべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において有用な指摘・意見を行っております。また監査等委員会において、当社の経理システム及び内部監査について適宜、意見・提言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2018年8月28日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の目的事項とすることにいたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社取締役会における「内部統制システム構築の基本方針」の決議内容

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、「経営方針」、「行動指針」を全ての取締役及び使用人に周知し、企業倫理意識の向上や法令遵守のため「法令等遵守規程」の徹底を図り、必要に応じて研修を実施する。

ロ. 取締役会は、取締役会規則に則り会社の業務執行を決定する。

ハ. 代表取締役社長は、取締役会規則に則り取締役から委任された会社業務の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規則に従い職務を執行する。

ニ. 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会規則に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

ホ. 社長直属組織である内部監査室が、本社及び各支店・営業所を定期的に監査し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告する。

ヘ. 当社における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するため、「内部通報制度規程」を制定し、グループ社員を含む役職員全員に徹底する。

② 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

取締役の職務の遂行に係る文書（電磁的記録を含む）は、これに関する資料とともに社内規程に従い保管し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しを行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク管理は管理部門が統括的に管理するが、各部門固有の業務に付随するリスクについては、各部門長がそれぞれに自部門に内在するリスクを把握、分析、評価したうえで適切な対策を実施するとともに、使用人への教育を実施する。また、不測の事態が発生した場合は、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業計画の策定・執行状況の進捗チェック等の経営マネジメント、並びに取締役会規則の厳正なる運用による業務執行マネジメントの徹底により、取締役の職務執行の効率性の確保を行う。また、業務の適正を確保するため、ガバナンス体制や内部監査体制の強化を図る。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、以下の体制を構築する。

- イ. 子会社を主管する部門が、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営を管理するとともに、状況に応じ取締役を派遣して経営を把握し、取締役会への報告を行う。
- ロ. 関係会社管理規程において、子会社との協議事項、子会社からの報告事項等を定め、適宜、子会社を主管する部門が子会社からの報告を受け、取締役会への報告を行うものとする。
- ハ. 子会社に対して法令遵守、損失の危険の管理、財務報告の適正性の確保、効率的職務執行体制等の主要な内部統制項目について、各体制、規程等の整備の助言・指導を行うほか、子会社への教育・研修の実施などによりグループとしての内部統制システムの整備を図るものとする。
- ニ. 社長直属組織である内部監査室は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、取締役会及び子会社を主管する部門に結果を報告する。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の求めに応じて選任された監査等委員会補助者は、監査等委員会直属の組織とし、人事評価及び人事異動等については監査等委員会の事前の同意を得る。

⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員に報告するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人が行う監査等委員会に対する報告は、法令の規定事項のほか、次の事項とする。

イ. 当社及び子会社の業務・財務並びに業績等に重大な影響、損害を及ぼす事項

ロ. 当社及び子会社の役職員が法令及び定款に違反する行為、または、これらの行為を行うおそれがあると考えられる事項

ハ. 内部監査室長が行う内部監査の実施状況、業務遂行の状況、内部統制に関する活動状況並びに内部通報制度の運用状況及び通報の内容

ニ. 監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた当社及び子会社の取締役及び使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。

⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査等委員会規則」に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。また、代表取締役社長との意見交換会を行い、効率的な監査業務の遂行を図る。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができる内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより財務報告の信頼性と適正性を確保する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の取引は行わず、不当・不正な要求に応じないことをグループ社員を含む役職員全員に徹底する。

(2) 当期における主な運用状況

①取締役会

取締役会の役割・責務をより明確に、かつより実効性の高いものにするために、資料提出を会日に先だって配布するようにし、また社外取締役による積極的な問題提議を含め、建設的な意見交換を行い、取締役相互に監視・監督をするよう取り組みました。

②コンプライアンス

内部監査室主導のもと社内研修会を実施し、効率かつ適切な内部統制システムの周知と運用に努めました。

③リスクマネジメント

与信管理につきましては、債権管理上不安な先については、每期期初に金額と合わせて見直しを行い、取引金額の圧縮や売上債権保証等により、取引先の倒産等による資金ロスに備えました。

また、全取引先に対して年2回興信所の簡易調査を行い、一部の取引先については、詳細な興信所調査を徴求し経営状況を把握しました。

④業績の管理

事業年度の初めに作成した「利益計画」に基づき、毎月1回の開催を原則とする予算実績会議において、各部署の目標の達成状況と達成に向けた具体案の立案、実行状況を業務執行取締役、監査等委員及び各部門長が確認をしてきました。

⑤子会社に係る内部統制

「内部統制システムの基本方針」に基づき、子会社においても内部監査を実施いたしました。

⑥内部監査体制

内部監査計画に基づき、当社の各部署の内部監査を実施し、業務執行取締役及び監査等委員に報告いたしました。

⑦財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性を確保するため、経理業務マニュアルに基づいて決算数字を確定させた後、決算プロセス業務記述書を記入し、チェックいたしました。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけており、先行き厳しい経営環境のもと、経営の効率化を図りながら、安定的な配当を維持継続していくことを目標とし、併せて企業体質の強化及び今後の事業展開に備えるための内部留保の充実を考慮しつつ、利益水準をより反映した適正な配当水準の維持向上に努めることを基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、1株につき普通配当23円といたしたいと存じます。



(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,202,488	流動負債	6,123,786
現金及び預金	1,433,596	電子記録債務	3,923,332
受取手形	2,817,882	買掛金	1,795,166
電子記録債権	1,947,617	未払金	86,972
売掛金	3,814,668	未払法人税等	94,858
商品	2,142,345	賞与引当金	161,650
その他	46,540	その他	61,804
貸倒引当金	△162	固定負債	872,292
固定資産	6,432,664	退職給付引当金	658,297
有形固定資産	4,318,688	再評価に係る繰延税金負債	134,820
建物	943,716	その他	79,174
構築物	17,281	負債合計	6,996,078
機械及び装置	9,013	純資産の部	
車両及び運搬具	16,436	株主資本	11,187,597
工具、器具、備品	25,096	資本金	1,312,207
土地	3,307,144	資本剰余金	1,315,697
無形固定資産	108,734	資本準備金	1,315,697
ソフトウェア	107,107	利益剰余金	9,009,097
電話加入権	1,627	利益準備金	313,051
投資その他の資産	2,005,241	その他利益剰余金	8,696,045
投資有価証券	1,873,904	圧縮積立金	33,921
関係会社株式	23,000	特別償却準備金	954
従業員長期貸付金	400	別途積立金	5,000,000
破産更生債権等	1,179	繰越利益剰余金	3,661,169
長期前払費用	387	自己株式	△449,404
繰延税金資産	2,390	評価・換算差額等	451,476
その他	107,449	その他有価証券評価差額金	635,653
貸倒引当金	△3,469	土地再評価差額金	△184,176
資産合計	18,635,152	純資産合計	11,639,074
		負債・純資産合計	18,635,152

損 益 計 算 書

（ 2018年6月1日から
2019年5月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		26,459,441
売 上 原 価		23,199,526
売 上 総 利 益		3,259,914
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,777,918
営 業 利 益		481,996
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	56	
受 取 配 当 金	53,038	
仕 入 割 引	109,431	
そ の 他	34,047	196,574
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,546	
売 上 割 引	48,041	
そ の 他	16,459	68,047
経 常 利 益		610,524
税 引 前 当 期 純 利 益		610,524
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	179,120	
法 人 税 等 調 整 額	10,732	189,853
当 期 純 利 益		420,670

株主資本等変動計算書

(2018年6月1日から
2019年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										自己株式	株 資 合 計	主 本 計
	資本金	資 本 金		利 益 剰 余 金						利 剰 余 金 益 金 計			
		資 本 金 準 備 金	利 益 金 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				繰 上 金 剰 余 金					
				圧 縮 積 立 金	特 別 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 上 剰 余 金						
2018年6月1日 残 高	1,312,207	1,315,697	313,051	32,248	1,272	5,000,000	3,334,496	8,681,069	△449,404	10,859,569			
事業年度中の 変 動 額													
剰余金の配当							△92,642	△92,642		△92,642			
当期純利益							420,670	420,670		420,670			
特別償却準備金の取崩					△318		318	—		—			
圧縮積立金の積立				1,672			△1,672	—		—			
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額 (純額)													
事業年度中の 変動額合計	—	—	—	1,672	△318	—	326,673	328,027	—	328,027			
2019年5月31日 残 高	1,312,207	1,315,697	313,051	33,921	954	5,000,000	3,661,169	9,009,097	△449,404	11,187,597			

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計	
2018年6月1日 残 高	986,473	△184,176	802,296	11,661,866
事業年度中の 変 動 額				
剰余金の配当				△92,642
当期純利益				420,670
特別償却準備金の取崩				—
圧縮積立金の積立				—
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額 (純額)	△350,819		△350,819	△350,819
事業年度中の 変動額合計	△350,819	—	△350,819	△22,791
2019年5月31日 残 高	635,653	△184,176	451,476	11,639,074

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式……………移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のあるもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数 建物 8～50年

② 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法）に基づき計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		2,161,236千円
(2) 関係会社に対する金銭債権	短期金銭債権	36,648千円
(3) 取締役に対する金銭債務		8,634千円

(4) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布 法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行っております。なお、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年5月31日

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年 法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

396,058千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引における取引高

売上高 84,852千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	4,284,500株	一株	一株	4,284,500株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	256,558株	一株	一株	256,558株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の 種類	配当金 の総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年8月28日 定時株主総会	普通株式	92,642	23	2018年5月31日	2018年8月29日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2019年8月28日開催の第67期定時株主総会において次のとおり決議することを予定して
おります。

決議予定	株式の 種類	配当の原資	配当金 の総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年8月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	92,642	23	2019年5月31日	2019年8月29日

(4) 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び総数

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
貸倒引当金		1,111千円
未払費用		10,841千円
未払事業税		8,243千円
賞与引当金		49,464千円
減損損失		51,211千円
退職給付引当金		201,438千円
投資有価証券評価損		11,128千円
会員権評価損		6,465千円
その他		24,902千円
繰延税金資産	小計	364,808千円
評価性引当額		△60,101千円
繰延税金資産	合計	304,706千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△275,091千円
圧縮積立金		△14,956千円
その他		△12,269千円
繰延税金負債	合計	△302,316千円
繰延税金資産の純額		2,390千円
再評価に係る繰延税金負債		
再評価に係る繰延税金資産		149,923千円
評価性引当額		△149,923千円
再評価に係る繰延税金負債		134,820千円
差引		134,820千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	2.3%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.6%
その他	△2.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>31.1%</u>

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金の調達等を必要とする場合は主として銀行等金融機関からの借入により行っております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年5月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,433,596	1,433,596	—
(2) 受取手形	2,817,882	2,817,882	—
(3) 電子記録債権	1,947,617	1,947,617	—
(4) 売掛金	3,814,668	3,814,668	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	1,667,861	1,667,861	—
(6) 電子記録債務	(3,923,332)	(3,923,332)	—
(7) 買掛金	(1,795,166)	(1,795,166)	—
(8) 未払金	(86,972)	(86,972)	—
(9) 未払法人税等	(94,858)	(94,858)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権及び(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(6) 電子記録債務、(7) 買掛金、(8) 未払金及び(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 1. 非上場株式（貸借対照表計上額 206,042千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

2. 関係会社株式（貸借対照表計上額 23,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には記載しておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,889円58銭
(2) 1株当たり当期純利益	104円44銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年7月24日

株式会社 オータケ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 巖 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 哲雄 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オータケの2018年6月1日から2019年5月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年6月1日から2019年5月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年7月30日

株式会社オータケ 監査等委員会

常勤監査等委員 三浦 博隆 (印)

監 査 等 委 員 石原 真二 (印)

監 査 等 委 員 赤星 知明 (印)

(注) 監査等委員石原真二及び赤星知明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第67期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金23円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は92,642,666円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年8月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化を図るため1名減員し、新任候補者1名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	むら い よし ゆき 村 井 善 幸 (1956年9月26日生)	1979年3月 当社入社 2001年8月 営業部長 2005年8月 取締役営業部長 2006年6月 取締役営業副本部長 2007年8月 取締役営業本部長 2011年8月 常務取締役営業本部長 2015年8月 代表取締役社長（現任）	21,500株
2	はっ とり とおる 服 部 透 (1961年5月30日生)	1984年4月 当社入社 2004年6月 名古屋支店長 2006年6月 第二営業部次長 2007年6月 第二営業部長 2011年8月 取締役中部地区担当 2013年6月 取締役中部営業部長兼 本社営業部長 2016年6月 取締役営業本部長兼 中部エリア統括部長 2019年6月 取締役営業本部長（現任）	10,500株
3	かな と とし や 金 戸 俊 哉 (1964年7月16日生)	1988年4月 (株)東海銀行（現 (株)三菱UFJ銀行）入行 2017年8月 当社出向 経理部長 2018年7月 当社入社 経理部長 2018年8月 取締役経理部長 2019年6月 取締役企画管理本部長（現任）	200株
4	※ おか ざわ ひとし 岡 沢 等 (1966年1月7日生)	1986年3月 当社入社 2010年6月 北陸支店長 2017年6月 東日本エリア営業部長 2017年8月 東日本エリア統括部長（現任）	0株

(注) 1. ※印は、新任の候補者であります。

2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	三浦博隆 (1961年9月25日生)	1984年4月 当社入社 2007年6月 経理部長 2012年8月 取締役経理部長 2017年8月 取締役常勤監査等委員 (現任)	12,600株
2	石原真二 (1954年11月3日生)	1985年4月 名古屋弁護士会登録 1991年7月 当社監査役 2015年8月 取締役監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) 石原総合法律事務所所長 矢作建設工業(株)社外取締役 (株)十六銀行社外監査役 豊島(株)社外監査役	1,500株
3	赤星知明 (1971年4月9日生)	1995年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2000年5月 公認会計士登録 2002年8月 同監査法人退所 2002年9月 赤星公認会計士事務所開設 2005年2月 税理士登録 2017年8月 取締役監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) 名古屋木材(株)社外監査役 パブリック(株)社外監査役 シンコール本部(株)社外監査役	200株

(注) 1. 石原真二氏は、石原総合法律事務所に所属しており、同事務所は当社と法律顧問契約を締結しております。

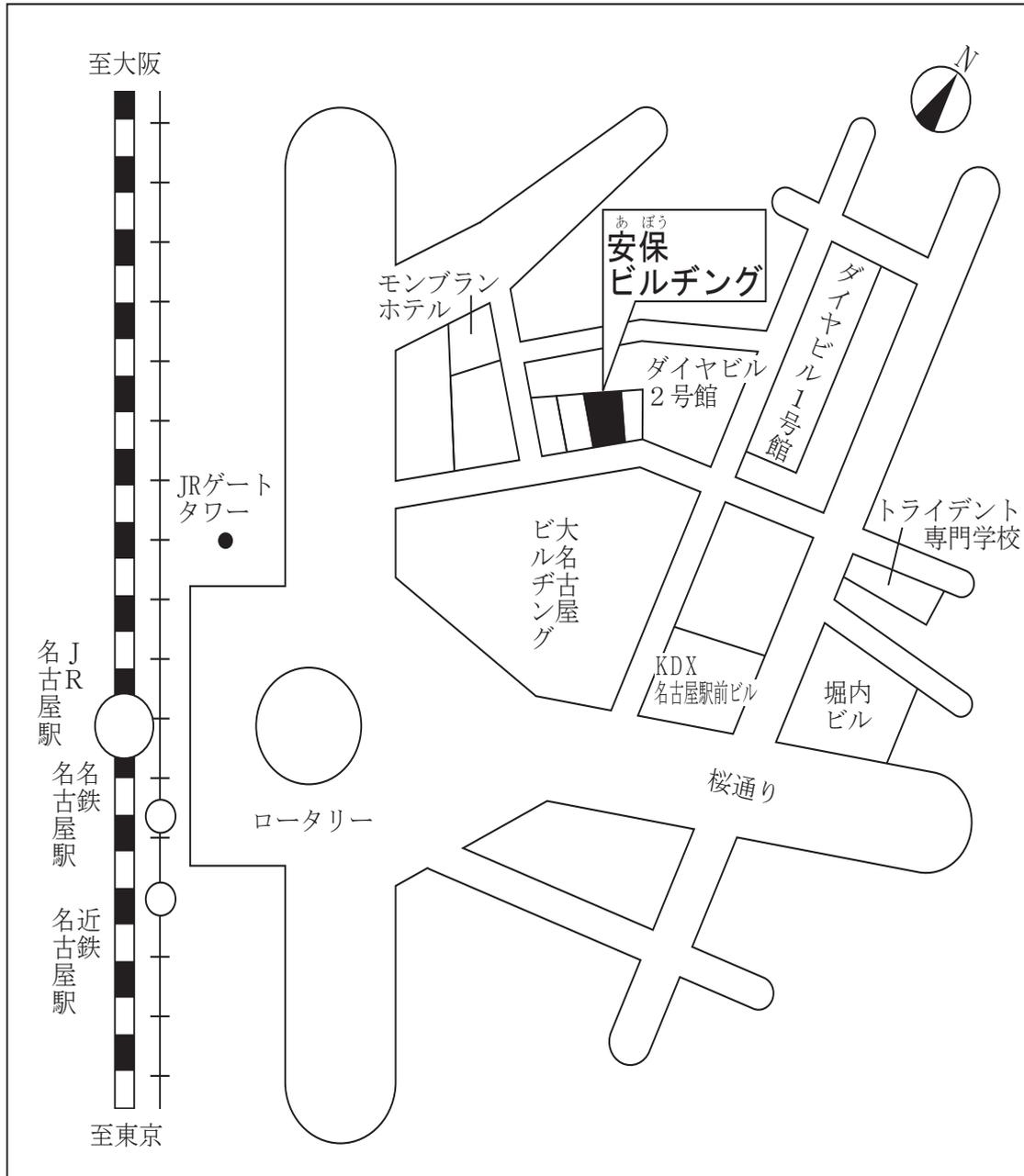
2. 三浦博隆氏及び赤星知明氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 石原真二氏及び赤星知明氏は社外取締役候補者であります。

4. 石原真二氏及び赤星知明氏は、監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもってそれぞれ4年及び2年となります。
5. 社外取締役候補者の選任理由は次のとおりであります。
 - ①石原真二氏につきましては、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、法曹界における豊富な経験と幅広い識見から社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断したため、選任をお願いするものであります。
 - ②赤星知明氏につきましては、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として企業会計監査業務において培われた豊富な経験と幅広い識見から社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断したため、選任をお願いするものであります。
6. 当社は、3氏との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額になります。なお、3氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、石原真二氏及び赤星知明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図



会 場 名古屋市中村区名駅三丁目15番9号
安保ホール 301号室 (安保ビルディング 3階)
TEL (052) 561-9831 (代表)
(受付は、3階でいたしております。)

交 通 JR・名鉄・近鉄・地下鉄の各名古屋駅より徒歩8分

(お願い) 会場には駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用願います。